

寒川町田端西地区土地区画整理事業の事業計画について土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により神奈川県知事へ変更の認可申請がありましたので、同法第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、施行地区となるべき区域を管轄する寒川町において、事業計画変更案を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、下記の事項を公告します。

なお、土地区画整理法第20条第2項に基づき、本事業の利害関係者は、当該変更の事業計画について意見がある場合、令和7年4月2日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。

令和7年2月26日

寒川町長 木村俊雄

1. 縦覧期間 令和7年3月6日（木） から 令和7年3月19日（水）まで
2. 縦覧時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
3. 縦覧場所 高座郡寒川町宮山165番地
寒川町役場 別館2階 都市整備課